

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更 (同) 二

○道路の区域変更 (道路課) 二

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 二

公 告

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 二

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 三

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 三

告 示

○宮城県告示第四百五十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十三年五月十九日次の者を指定した。

平成二十三年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
荒井 啓史	脳神経外科・神経内科	あらい脳神経外科クリニック	石巻市蛇田字下中埜二十七・二十七
篠崎 滋	心臓血管科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
鈴木 綾	呼吸器科	宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七
富井 雅人	脳神経外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二・五
名久井 実	消化器科	総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二・五
寺嶋 正佳	循環器科	総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二・五
大井 英毅	整形外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五
阿部 広幸	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原百
藤井 昌彦	内科	医療法人仙台医療福祉社会社のまちクリニックス	黒川郡大和町杜の丘二丁目十四・二
宮崎 貴志	耳鼻咽喉科	涌谷町立国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南二百七十八

○宮城県告示第四百五十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十三年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
小松 恒弘	心臓血管科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
大泉 千春	整形外科	赤石病院	塩竈市花立町二十二・四十二
成田 雅治	整形外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五
加藤 昌昭	神経内科・神経外科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十

菅原 亮	整形外科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十
------	------	--------	----------------

○宮城県告示第四百五十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十三年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
原 清吾	整形外科	気仙沼市立医院	気仙沼市田中百八十四	栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一
黒羽 正男	循環器科	小島病院	岩沼市桜二丁目二・二五	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二・五
佐々木幸則	内 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一	登米市立よねやま病院	登米市米山町字桜岡大又三・一
安土 考史	内 科	医療法人社団泉翔会介護老人保健施設藤の里	栗原市瀬峰新田沢十二・一	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広濶字焼巻二

○宮城県告示第四百五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十三年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
鈴木 正彦	登米市立よねやま診療所	登米市立よねやま病院	登米市米山町字桜岡大又三・一

○宮城県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 相馬巨理線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後	
	前	後
巨理郡巨理町長瀬字下約三八六番一 地先から 同町長瀬字下約一〇一番四地先まで	一八・九、 五六・〇	一五・〇、 三四・〇
	敷地の幅員 （メートル）	敷地の延長 （メートル）
	四三三・〇	四三三・〇

○宮城県告示第四百六十号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和二十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表株式会社東京スター銀行の項中

東京都港区赤坂一丁目六番十六号

を「東京都港区赤坂二丁目三番五号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年六月二十日から施行する。

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療

のつち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十三年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
多賀城腎泌尿器クリニック	多賀城市桜木一、一、二十	平成二十三年六月一日
鳥越塩釜腎クリニック	塩竈市錦町五、十三	平成二十三年六月一日
みづら薬局八幡店	多賀城市八幡三、十、三十四	平成二十三年六月一日
アイン薬局宮野中央店	栗原市築館宮野中央三、四、五	平成二十三年六月一日
あけぼの薬局古川店	大崎市古川台町四、三十五	平成二十三年六月一日
鳴子調剤薬局	大崎市鳴子温泉字末沢西十一、十七	平成二十三年六月一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十一号

平成二十三年六月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十三年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、〇三九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超

える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三八三、六五五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七六、二七〇	岩沼選挙区	一一、七三七
宮城野選挙区	四九、七三八	登米選挙区	二二、六一四
若林選挙区	三五、〇〇三	栗原選挙区	二一、五二二
太白選挙区	五九、二四七	東松島選挙区	一一、二八三
泉選挙区	五六、八九六	大崎選挙区	三六、九二九
石巻・牡鹿選挙区	四六、六七〇	柴田選挙区	二二、九六八
塩釜選挙区	一五、九八二	亘理選挙区	一四、一八二
気仙沼選挙区	二〇、三四九	宮城選挙区	一三、三八五
白石・刈田選挙区	一四、六二三	黒川選挙区	二二、八六一
名取選挙区	一九、一二二	加美選挙区	九、二八八
角田・伊具選挙区	一三、二四九	遠田選挙区	一一、〇七八
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、二六二	本吉選挙区	四、七三五

○宮選管告示第六十二号

平成二十三年六月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十三年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

三八三、六五五